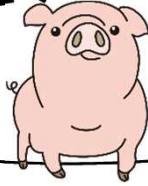


衛生だより



令和元年度第19号（7月）発行

千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1

Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996

夜間・休日緊急（転送されます）

（公社）千葉県畜産協会

〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

安全な飼料は安全な畜産物の源です！

安全な畜産物を安定的に生産するために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下、飼料安全法）」に基づき、飼料や飼料添加物を正しく使用しましょう。

- ◆抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、給与できる家畜の種類、成育段階や添加してよい量がきめ細かく定められています。対象家畜や使用上の注意などの表示をよく確認して給与しましょう。
- ◆牛肉粉や牛肉骨粉が含まれるペットフードや肥料などは、家畜に給与できません。家畜の飼料に混入することがないように注意しましょう。
- ◆飼料及び飼料添加物の製造（配合及び加工を含む）・輸入・販売を業として行うには、飼料安全法に基づく届出※が必要です。飼料や飼料原料の調達先が法令に基づく必要な届出を行っているか、あらためて確認をお願いします。

※例外として届出が不要な場合（以下、①～④）もありますが、飼料安全法上の規制は受けますので、御注意ください。

- ① 販売を目的としない製造業者（自家配合農家など）。
- ② 消費者に対する飼料販売を目的とする製造業者であって、田において自ら生産した稲等を原料又は材料として飼料を製造するもの。
- ③ 自ら生産した農産物を飼料として販売する販売業者（耕種農家など）。
- ④ その他の法令により届出不要な場合。



千葉県内でPED 97例目発生！

【概要】 確定診断日 7月18日
発生農場 県北東部の1農場（700頭飼養の肥育農場）
症状 肥育豚200頭で下痢、うち20頭で嘔吐

県内でPEDの発生が続いています！

飼養衛生管理の再確認・再徹底をお願いします！



豚の様子がおかしいな、と思ったらすぐにご連絡ください。

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
夜間・休日は転送されます、必ず5回以上コールしてください

毎月1日は
一斉消毒の日

水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち、畜産農業に適用される硝酸性窒素等の暫定排水基準値が500mg/lに見直され、7月1日から施行されています！

畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています

1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、**排水基準値をクリアすることが必要**です。

畜産農業では、右に示す施設が対象となり、届出が必要です。

<特定施設>
総面積 50m²以上の豚房
総面積 200m²以上の牛房
総面積 500m²以上の馬房

都道府県 又は
水濁法政令市に
届出が必要です！

2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- 健康項目（**全ての特定事業場が対象**）
アンモニア・アンモニウム化合物
亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等） など
- 生活環境項目（日平均排出水量が50m³以上の特定事業場が対象）
生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）
浮遊物質（SS）・大腸菌群数・**全窒素含有量・全りん含有量** など

3 暫定排水基準

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	500mg/L	令和4年6月末	100mg/L
全窒素含有量※	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和5年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量※	22mg/L (日間平均18mg/L)	令和5年9月末	16mg/L (日間平均8mg/L)

※) 全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出水量50m³以上の養豚事業場が対象
注) 水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乘せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

排水の測定・記録・保存が必要です

4 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、**1年に1回以上の測定と記録と3年間の保存**が義務付けられました。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。
現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排出水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排出水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における 施設番号	種類・項目	No.1 排出口		No.2 排出口	
		通常	最大	通常	最大
排出水の 汚染状態	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等 ……				
	排出水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。